

くりや苑居宅介護支援センター  
重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0834-36-0110

管 理 者 杉原 須美江

2. 事業の目的

くりや苑指定居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

3. 運営の方針

- (1) 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
- (2) 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づく適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとします。

4. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能です。
- (2) 居宅サービス等計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

5. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および通常の実施地域

事業所名	くりや苑居宅介護支援センター
所在地	山口県周南市大字栗屋839番地の1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業所（事業所番号 3571501232）
サービス提供実施地域	周南市・下松市 (その他の地域の方でもご希望の方はご相談下さい)

(2) 事業所の職員体制（令和6年12月9日現在）

管 理 者 1名（主任介護支援専門員） 事業所の業務を統括し、職員を指揮監督します。  
介護支援専門員 3名以上（うち1名は、管理者兼務）  
居宅サービス計画の作成、その他居宅サービスを行ないます。  
（介護支援専門員1名あたりの担当件数を44名までとする）  
事 務 職 員 1名（兼任） 会計事務・給与事務、その他の庶務を行ないます。

### (3) 営業時間

月曜日から金曜日までの8時30分～17時とする。

(祝日及び12月29日から1月3日、8月13日から8月15日を除く)

ただし、時間外の対応として、24時間常時連絡できる体制を整備しています。

連絡先電話番号 080-3449-3959

## 6. 居宅介護支援申込みからサービスの提供方法・内容について

別紙1「サービスの提供方法・内容について」

## 7. 利用料金

### (1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(別紙2)

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、一ヶ月につき介護保険制度で定める居宅介護支援費をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市の窓口を提供しますと全額払戻を受けられます。

### (2) 交通費

前記5の(1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の利用者への訪問等の交通費は、無料地域を越えた地点から1キロメートル当たり100円をいただきます。

### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

## 8. 秘密保持

(1) 事業所およびその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業所は、くりや苑介護支援センター契約書の個人情報利用同意に従って、「個人情報の利用」に定める条件で必要最小限の範囲で個人情報を利用します。

(3) 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容としています。

## 9. 事故発生時の対応

当事業所の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を行います。

## 10. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 藤山 久美 0834-36-0110 毎週月曜日～金曜日 9時～17時

当事業所以外に、市町村等の窓口にご相談または苦情を伝えることができます。

周南市役所 高齢者支援課 周南市岐山通 1-1 0834-22-8467

下松市役所 長寿社会課 下松市大手町 3-3-3 0833-45-1831

山口県国民健康保険団体連合会 山口市朝田 1980 番地 7 083-995-1010

## 11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

令和 年 月 日

くりや苑居宅介護支援センターのご利用にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者名 社会福祉法人 栗屋福祉会  
所在地 周南市大字栗屋839番地の1  
施設名 くりや苑居宅介護支援センター  
代表者名 理事長 石川 喜隆 印

説明者名 印

私は、契約書および本書面により、事業所からくりや苑居宅介護支援センターの利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 続柄

住所

氏名 印

身元引受人

(利用者家族代表) 続柄

住所

氏名 印